

(申込書)

研修講座
午後4時間
東京・大阪

特許出願 『拒絶理由VS特許理由』 テーマ進歩性

副題: 審査官は発明の進歩性の価値判断をどのようにするのか?

発明が適切に記載されなかった事例3選

審査官は、拒絶の理由を探しながら、発明のすぐれたところ(特許理由)をも求めています。発明にすぐれたところがあれば、その発明は、本来特許を受けてしかるべきだという心証を、審査官は持つでしょう。
ならば、拒絶の理由があっても、それを解消させることは期待できます。その発明の特許の理由が大きければ大きいほど、判断のシーソーを特許査定側に下ろそうとするでしょう。このセミナーは、出願人の立場で、出願当初の明細書事例を題材にして、できるだけ特許の理由を訴えようとする試みについて、一緒に検討し、実務での考え方を指南します。

【日時&場所】 東京:平成 20年 12月 2日(火)13:10~17:00
場所 総評会館(東京都千代田区神田駿河台3-2-11)
大阪:平成 20年 12月 5日(金)13:10 ~17:00
場所 大阪科学技術センター(大阪市西区鞆本町1-8-4)
10分前から事務局よりのお知らせがあります。会場へは13:00pmにご集合願います。

【受講料】 18,000円(消費税込みは18,900円、資料・教材含む)

【講師】 稲葉慶和(弁理士:元特許庁審査官・審判官)

講師紹介

著書

1941 大阪市生まれ 拒絶理由通知との対話(1989発明協会)
1964 特許庁に就職 異議事件とつき合う話(1991発明協会)
2001 特許庁を退職 不正競争防止法制定史(学術選書編集協力)
現在 弁理士 新・拒絶理由通知との対話
エイバック稲葉特許事務所 (2006エイバックズーム)
北陸先端大学院特許アドバイザー

【内容】 <前半> 明細書における特許理由主張の論点...拒絶理由通知書から読む審査官の考え方
<後半> 「特許すべき発明」と審査官に考えさせる明細書・意見書の書き方を実際の事例の明細書を材料に解説します。

【弁理士会継続研修について】 この講座は弁理士会継続研修講座の認定申請を行っています。申請が認められますと3.5単位が認められる予定です。

お申し込みは下記FAXをお送り頂くか、WEBサイトよりメールでお申込下さい。

申込書		特許出願 『拒絶理由VS特許理由』 テーマ進歩性	
FAX		03-3292-2701	受講料18,900円(消費税込み)
お名前	会場選択	弁理士()	TEL
	東京/大阪	一般()	FAX
所属(勤務先)			E-mail
住所(所在地) 〒			
請求書宛名・所在地 (上記と違う場合)			
受講料割引区分、該当先に をお願いします。(下記の方は受講料1500円割引) 1. 中国知的財産・ChinaIP購読先(), 2. 過去の当社セミナー参加者()			
FAXを受領いたしましたら、請求書を郵送いたしますので、その後お振込みをお願いします。			

<主催> (株)エイバックズーム お問合せ TEL 03-3292-2700 FAX 03-3292-2701

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-2 E-mail staff@zoomin.co.jp

http://www.zoomin.co.jp/